

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版①)

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

保育所等訪問支援について、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援事業所における保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

2. こども施策全体の基本理念

こども施策の基本理念	○ 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。 ○ 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。 ○ 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。 ○ 全てのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。 ○ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。 ○ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
------------	--

3. 障害児支援の基本理念

(1)	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
(2)	合理的配慮の提供	○ 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
(3)	家族支援の提供	○ 家族の支援に当たっても、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点等を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくこと。
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ること。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

第2章 保育所等訪問支援の全体像

1. 定義

- 保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。
- 「内閣府令で定める施設」は、乳児院、保育所、児童養護施設、幼稚園、小学校及び特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。
- 「市町村が認める施設」としては、放課後児童クラブや児童館、中学校や高校などが想定される。

2. 役割

- 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)など、**こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行う**もの

3. 保育所等訪問支援の原則

保育所等訪問支援の目標	保育所等において 障害のあるこどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進していくことが重要 であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。
	○ こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実
	こどもが保育や教育等の集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるように支えるとともに、訪問先施設と共に将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。
	○ 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
	こどもの成長や発達を心配する不安な気持ちや、少しでも保育所等に適応してほしいという期待感など、家族の心情を理解した上で、家族がこどもの発達状況や特性を理解し、その成長を喜びあうことができる土台を作るとともに、こどもの家族の意向を受け止め、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。
	○ 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定
	訪問先施設の意向を受け止め、こどもとの関わりの中で困っていること等を丁寧に把握した上で、訪問先施設に対し、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設的环境等について助言することなどを通じて、訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させ、こどもの育ちを支えること。
	○ 保育所等における全てのこどもの育ちの保障
	こどもや家族、訪問先施設の意向を踏まえながら、こどもが地域の中で安心して過ごすことができるよう、こどもが利用している保育や教育等の集団生活の場における環境等を整えることを通じて、保育所等において全てのこどもが共に成長できるよう支援していくこと。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版③)

3. 保育所等訪問支援の原則(続き)

保育所等訪問支援の方法	○ こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問等によるアセスメントにより把握したニーズに基づき、訪問先施設の都合に合わせながら訪問日の日程調整を行った上で、保育所等を訪問し、こどもの様子を丁寧に観察し、こども本人に対する支援(集団生活への適応や日常生活動作の支援など)や訪問先施設の職員に対する支援(こどもへの理解や特性を踏まえた支援方法や関わり方の助言など)、支援後のカンファレンス等におけるフィードバック(支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など)を提供することを通じて、こどもの集団生活への適応を支援するとともに、こどもの特性を踏まえた関わり方や環境の調整などについて助言していく。 ○ こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であることから、訪問支援の実施後は、家族への報告を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していくとともに、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の様々な関係者や関係機関と連携して支援を進めていくことが重要である。
保育所等訪問支援の社会的責任	○ 権利行使の主体としてこどもの人権に十分配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や意見を尊重して保育所等訪問支援を行うこと。 ○ こどもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、保育所等訪問支援の内容等の情報を適切に発信し、相談や申入れ等に対し適切に対応すること。 ○ 地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、事業所等が行う保育所等訪問支援の内容を適切に説明すること。 ○ 支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにするとともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講じること。 ○ 利用するこどもやその家族の個人情報を適切に取り扱うこと。

第 3 章 保育所等訪問支援の具体的内容

1. 保育所等訪問支援の提供に当たっての留意事項

- 保育所等において障害のあるこどもの育ちと個別のニーズをともに保障した上で、**地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進していく役割**が期待されている。また、訪問先の**保育所等が大事にしている理念や支援方法を尊重**しながら、訪問支援を進めていくことが求められる。
- 「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」の内容を理解するとともに、これに加え、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」、「高等学校学習指導要領」、「特別支援学校幼稚部教育要領」、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」、「特別支援学校高等部学習指導要領」、「放課後児童クラブ運営指針」、「児童館ガイドライン」の内容についても理解し、留意しながら、支援に当たる必要がある。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

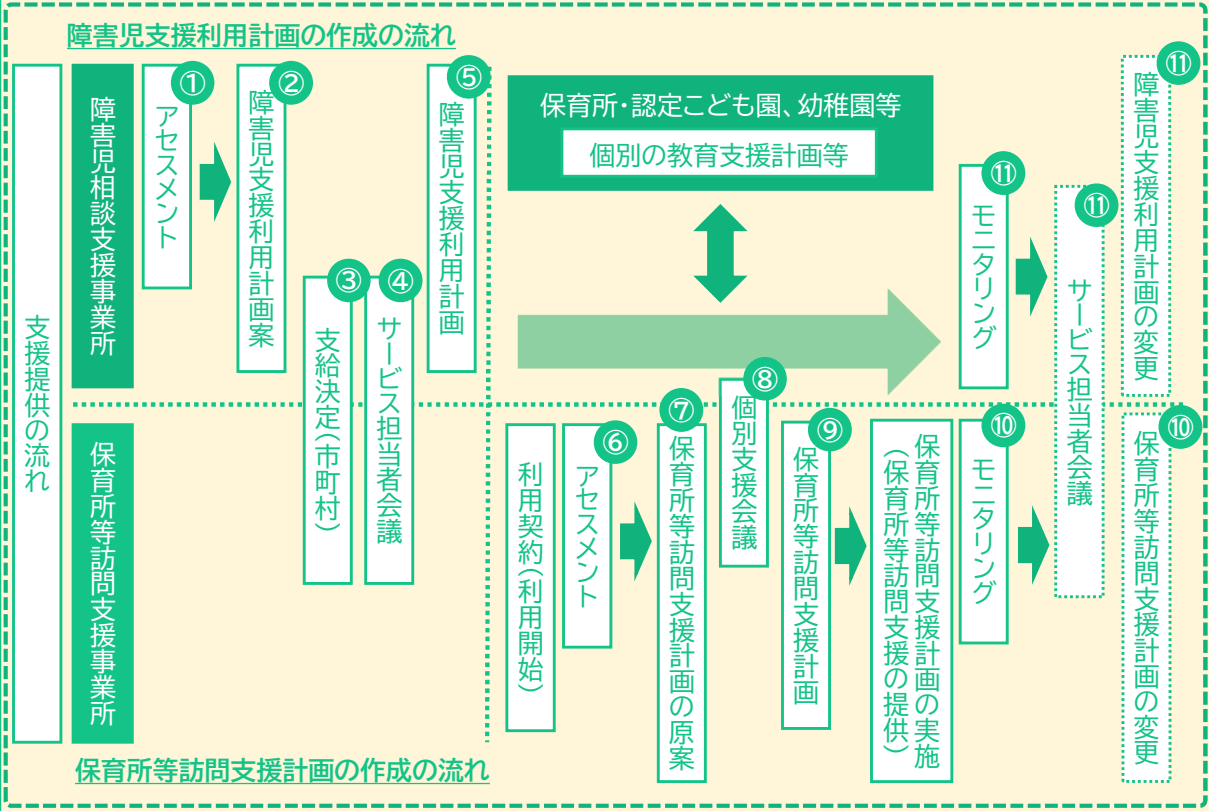
2. 保育所等訪問支援の内容

保育所等に通う障害のあるこどもについて、当該保育所等を訪問し、対象となるこども以外のこどもとの集団生活への適応のために行う、専門的な支援である。支援の対象となる**こどもを集団生活に合わせるのではなく、こどもの特性等に応じた集団生活の環境の調整や活動の流れの変更・工夫**が行われるよう進めていくことが必要である。

(1)	こども本人に対する支援	○ 「こども本人に対する支援」の大きな目標は、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。 ○ 「こども本人に対する支援」は、訪問先施設や家庭での生活に活かしていくために行われるものであり、訪問先施設に引き継がれていくものである。 ○ このため、こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行うことが必要である。
(2)	訪問先施設の職員に対する支援	○ 「訪問先施設の職員に対する支援」の大きな目標は、こどもが利用している保育や教育等の集団生活の場において、全てのこどもが共に成長できるよう、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、こどもに対し適切な支援や関わりが行われるようにしていくことであり、これらの支援がこどもの将来の円滑な生活の営みにつながっていくものである。 ○ このため、訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、こどもの発達段階や特性の理解を促すとともに、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について助言を行うことが必要である。
(3)	家族に対する支援	○ こどもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。 ○ このため、家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、訪問先施設におけるこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへの関わり方などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えることが必要である。
(4)	訪問頻度	○ 市町村において、2週間に1回程度、ひと月に2回程度の支給量を基本と想定して支給決定されている。 ○ 保育所等訪問支援事業所は、これを前提として訪問支援を行っていくが、必ず2週間に1回、ひと月に2回などと機械的に行うのではなく、個々の障害のあるこどもの状態に応じて柔軟に対応していく必要がある。 ○ 利用するこどもの状況に応じて適切な頻度で訪問できるよう、支給量の適切な設定の観点から、障害児相談支援事業所や市町村と密に連携していくことが重要である。
(5)	訪問時間	○ 保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、こども本人に対する支援や訪問先施設の職員に対する支援、支援後のカンファレンス等におけるフィードバックを行うものであり、支援の提供時間については、保育所等訪問支援計画に定めた上で、30分以上とすることが求められている。 ○ ただし、保育所等訪問支援が、こども本人の行動観察や、集団生活への適応や日常生活動作の支援、訪問先施設のこどもへの支援力向上のための支援を丁寧に行うものであることを踏まえると、こども本人や訪問先施設の職員に対する支援は1時間程度、訪問支援後のカンファレンス等を通じた訪問先施設への報告は30分程度は行うことが基本になると考えられる。

第4章 保育所等訪問支援計画の作成及び評価

- ① 相談支援専門員は、訪問先施設に連絡や訪問するなどして実態把握を行うとともに、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聴き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- ② 相談支援専門員は、こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと、障害児支援利用計画案を作成する。
- ③ 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、保育所等訪問支援の利用についての支給決定を行う。



- ④ 相談支援専門員は、支援を提供する事業所等を集めた担当者会議を開催する。担当者会議には、こどもや家族、保育所等訪問支援事業所の児童発達支援管理責任者や職員、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、訪問先の保育所等の職員、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- ⑤ 相談支援専門員は、担当者会議を踏まえ、こども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定し、こどもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に配付し、共有する。

- ⑥ 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問等により、こどもの状況や家族の意向に加え、訪問先施設の意向や理念、環境、こどもの訪問先施設での生活の様子を把握することなど、より多くの側面からアセスメントを実施する必要がある。
※ 可能な範囲で、個別の指導計画・教育支援計画等についても聴き取りを行い、課題を整理する必要がある。
※ 市町村による支給決定の際の「5領域20項目の調査」の活用が望ましい。
- ⑦ 児童発達支援管理責任者は、障害児支援利用計画やアセスメントを踏まえ、保育所等訪問支援計画を作成する。
将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点から踏まえて作成することが必要である。
- ⑧ 保育所等訪問支援計画の作成に係る個別支援会議の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員及び訪問先施設の職員を関与させることが必要であり、オンラインの活用も可能とされている。個別支援会議を欠席する職員がいる場合は、個別支援会議の前後に情報共有を行ったり意見を求めたりするなど、必ず意見を聴く機会を設けることが重要である。また、こども本人や保護者の意見を聴くことが求められる。
- ⑨ 保育所等訪問支援計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援目標及び具体的な支援内容等」(「支援目標」、「支援内容」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。
それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。
「支援目標」及び「支援内容」については、インクルージョンの観点を踏まえたものとする必要があり、保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するものであることを踏まえ、こどもが訪問先施設での生活に適応し、将来の日常生活及び社会生活を円滑に送ることができるよう、今の生活と将来の生活の両方を充実させていく観点から組み立てていく必要がある。
※ 保育所等訪問支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。
- ⑩ 保育所等訪問支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。
障害児支援利用計画との整合性のある保育所等訪問支援計画の作成と保育所等訪問支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、障害児相談支援事業所と相互連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。
モニタリングにより、保育所等訪問支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、保育所等訪問支援計画の積極的な見直しを行う。
- ⑪ 障害児支援利用計画は、一定期間毎に、モニタリングを行うことになっており、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑥)

支援の実施(支援実施の流れ)		
	①訪問先施設との日程調整	○ 訪問先施設の都合に合わせながら、 訪問支援を行うに当たり優先度が高い場面 や こどもに支援が必要な時間帯 、訪問先施設の職員が 対応の難しさ等を感じている時間 に訪問できるようよう調整を行う。
	②行動観察	○ こどもの発達段階や障害特性を踏まえながら、こども本人の訪問先施設の職員や他のこどもとの関わりの状況や集団活動への参加の様子、訪問先施設の環境や職員のこどもに対する接し方など、丁寧に 観察 を行い、発達の過程を捉え、何が課題となっているのか、どのような支援が適切なのか等、検討する。
	③こども本人に対する支援	○ 保育・教育活動の妨げにならないよう十分に配慮しながら、 訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援 などを行う。 ○ 自由遊びなどの時間に集団から抜き出して、訪問先施設の職員とともに、こどもの発達上のニーズにアプローチしていくなどの方法も想定される。その際には、集団生活への適応につなげるための、個別的な支援であることを踏まえる必要がある。
	④訪問先施設職員に対する支援	○ 訪問先施設の職員に対し、 こどもとの関わりの中で把握したこどもの強みや、訪問支援員がこどもに対してどのような意図をもって支援を行ったのか などについてしっかりと伝えていくことが重要である。また、周囲のこどもとの関係などを考慮した座る位置の決め方、机や椅子、棚類の位置などを具体的に提案するなどの 環境の整備 や、活動の組み立てなどの 助言 、学習発表会や運動会などの 行事への参加方法や練習方法の検討 等を行うことも重要である。
	⑤カンファレンス(訪問先施設への報告等)	○ 訪問先施設とは、なるべくその日のうちに カンファレンス を行い、支援の対象となる こどものニーズ や 今後の支援の進め方 を共有する(オンラインの実施でも可能)。 ○ 具体的には、保育所等訪問支援事業所から、今回訪問時における支援の内容のフィードバックや、次回訪問時までには訪問先施設において取り組むべき課題、こどもとの関わりにおいて留意すべき点などについて伝達することが重要である。
	⑥保護者への報告	○ 訪問先施設における こどもの様子 や、訪問先施設の職員の こどもへの関わり方 などを含め、提供した 保育所等訪問支援の内容 をしっかりと伝えることに加え、家庭生活で活かせるような内容についても丁寧に伝えていく視点が重要である。 ○ 保護者への報告に当たっては、保護者の負担に配慮しつつ、柔軟な方法で対応していく必要がある。
	⑦訪問支援の記録	○ 保育所等訪問支援計画に基づき提供した 支援の内容 や こどもの様子 、訪問先施設の職員に対する 助言の内容 などを具体的に 記録 する。保護者の承諾を得た上で、こどもの写真を撮り、記録すること考えられる。 ○ 作成した記録については、必要に応じて、訪問先施設や保護者に共有すること考えられる。

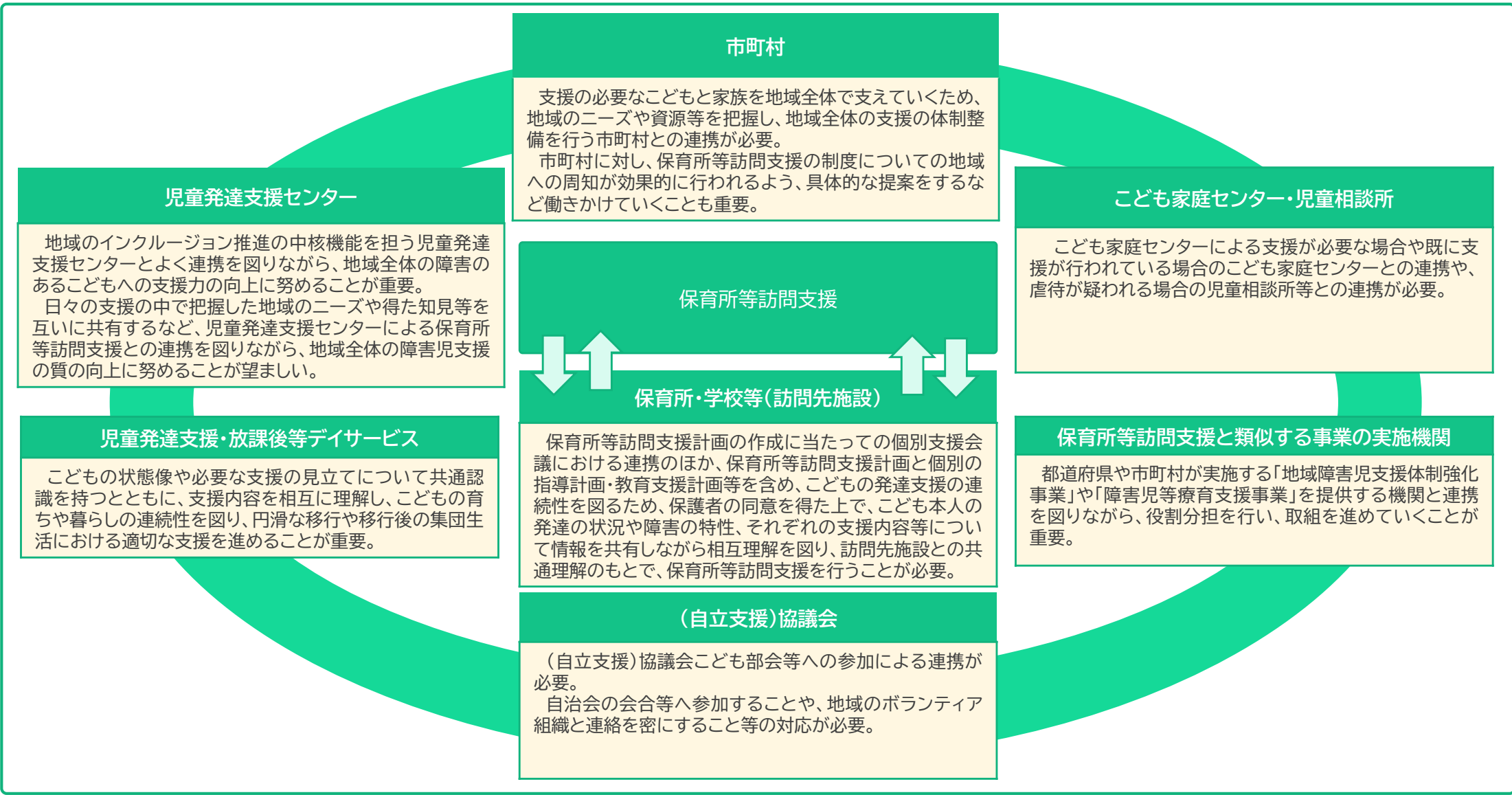
モニタリングに基づく保育所等訪問支援計画の見直し及び保育所等訪問支援の終結

- 保育所等訪問支援計画の支援目標の大幅な変更や保育所等訪問支援の終結に当たっては、保育所等訪問支援事業所から家族や障害児相談支援事業所、訪問先の保育所等との連絡調整を実施し、障害児支援利用計画の変更等を促す。
- 支援終了のポイントとしては、目標が達成された場合(※)や、就学や転園・転校など、現在通っている保育所等へ通うことがなくなった場合などが想定されるが、これに当てはまるからといって一律に終了と判断するのではなく、こどもや家族のニーズを丁寧に把握した上で、支援の継続の要否を判断する必要がある。
(※) 保育所等の職員のこどもの障害や特性に関する理解が深まり、保育所等においてこどもに適した環境や活動を設定でき、職員が安心して楽しみながらこどもと関われるようになったり、保護者が保育所等を信頼し安心してこどもを任せることができるようになったりするなどの様子が見られた場合

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑦)

第5章 関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、訪問先施設をはじめとした様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。
- このため、保育所等訪問支援事業所は、日頃から、関係機関との連携を図り、保育所等訪問支援が必要なこどもが、円滑に保育所等訪問支援の利用に繋がるようにするとともに、その後も、こどもの支援が保育所や学校等に適切に移行され、支援が引き継がれていくことが必要である。
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。



保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑧)

第 6 章 保育所等訪問支援の提供体制

自己評価の実施・公表・活用

- 自己評価については、**従業者評価、保護者評価及び訪問先施設評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体で行う必要がある。
- 事業所は、従業者評価、訪問先施設評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、**さらに強化・充実を図るべき点(事業所の強み)**や、**課題や改善すべき点(事業所の弱み)**を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所の**自己評価の結果、保護者評価の結果**及び**訪問先施設評価の結果**並びにこれらの評価を受けて行った**改善の内容**については、概ね1年に1回以上、保護者及び訪問先施設に示すとともに、広く地域に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、事業所で発行している通信に掲載したり、事業所内の保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が、訪問先施設に示す方法としては、インターネットのホームページ等の掲載場所を案内したり、事業所で発行している通信に掲載した場合は当該通信を渡したりする方法が考えられる。
- 事業所は、自己評価の結果、保護者評価の結果及び訪問先施設評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 訪問先施設に滞在する間は、**訪問先施設の定める運営規程等に従う**ことが必要であり、事前に訪問先施設に確認の上、ルールやマニュアル等も確認し、訪問する職員に周知徹底しておく必要がある。
- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要である。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定・訪問先施設との共有、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、訪問先施設における事故発生時の**対応方法の事前確認**が必要である。

訪問先施設との関わり

- 訪問先施設が、障害のあるこどもに対する理解を深め、安心して障害のあるこどもと関わるができるようになるために、提供する支援の内容を**訪問先施設とともに考える姿勢**を持ち、訪問先施設の職員に対する丁寧な説明を常に心がけ、訪問先施設の悩みや困りごとに寄り添い、**大事にしている理念や支援手法を尊重**しながら、**積極的なコミュニケーション**を図る必要がある。
- 訪問先施設が相談しやすいような関係性や雰囲気をつくっていくことが必要である。そのためには、日頃から訪問先施設と意思疎通を図りながら、**信頼関係を構築**していくことが重要である。

第 7 章 支援の質の向上と権利擁護

支援の質の向上の取組

- 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。
- 研修の実施・参加等のほか、**強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修**の受講(強度行動障害のあるこどもへの適切な支援のため)も必要である。
- 児童発達支援センターによる**スーパーバイズ・コンサルテーション**を受けることにより、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含め、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。

権利擁護

<虐待防止の取組>

- **虐待防止委員会の定期的な開催**やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要である。
- 職員からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で行きやすいことから、設置者・管理者は、訪問先施設において、密室化した場所での支援の提供の機会を極力作らないよう、訪問先施設と連携し、**常に周囲の目が届く範囲**で支援を実施できるようにする必要がある。
- 職員は、訪問先施設の職員による虐待を発見した場合は、自治体に相談するなどの対応が考えられる。

<身体拘束への対応>

- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要がある。